

ID: 3003

担当部署: 環境課

処分の概要	改善勧告等に従わない場合の勧告従事命令		
例規名 根拠条項	栃木県生活環境の保全等に関する条例 第38条第2項		
例規番号	平成16年栃木県条例第40号		
【基準】			
第38条の規定による。 (改善勧告等)			
第38条 知事は、特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動が規則で定める基準に適合しないことにより当該特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。			
2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。			
3 知事は、当該施設又は工作物に係る建設工事の工期が遅延することによって公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのあるときは、当該施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前2項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、生活環境の保全に十分留意しつつ、当該建設工事の実施に著しい支障を生じないように配慮しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日